

第1回 立憲主義と憲法改正

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

はじめに

- ・いま「憲法を学ぶ」ことの意義
- ・「真理（真実）の探究」と「（実践）課題の解決」との間
- ・「憲法を守る」と「憲法を学ぶ」との間
- ・日本国憲法の価値を知る それを守る（＝活かす）ことの意義をとらえる

1. 立憲主義とは何か

- ・人類の永遠のテーマ 「人の支配」から「法の支配」へ
「信頼は、どこでも専制の親である。自由な政府は、信頼ではなく猜疑にもとづいて建設される。われわれが権力を託さなければならない人々を制約的な憲法によって拘束するのは、**信頼**ではなく、**猜疑**に由来する。権力の問題においては、それゆえ、人に対する信頼に耳をかさず、**憲法の鎖**によって、非行をおこなわないように拘束する必要がある」。
（ジェファソン－米独立宣言（1776）の起草者－「ケンタッキー州議会決議」1798年）
- ・聖徳太子の17カ条の憲法
「和をもって貴し」 「悪しきを懲らし善きを勧めよ」
- ・マグナ・カルタ（イギリス1215年）
専断的な逮捕・差し押え・拘留の制限 正当な裁判手続き 議会の課税同意権
- ・中世立憲主義 「法による支配」と抵抗権思想の源流
抵抗権とは？ 「国家権力が人間の尊厳を侵す重大な不法を行った場合に、国民自ら権利・自由を守り人間の尊厳を確保するため、他に合法的な救済手段が不可能になったとき、実定法上の義務を拒否する抵抗行為」

2. 日本国憲法の立憲主義

- ・国家権力の「憲法尊重擁護義務」と国民の「人権を保持する権利」の絶妙な組み合わせ（marriage）
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

・今、「立憲主義の回復」を主張することの意義

3. 立憲主義をめぐる今日的課題

(1) 憲法 9 条 2 項改憲論について

「7 割の憲法学者が自衛隊に憲法違反の疑いをもっている状況」を 9 条 2 項の明文改憲でなくすべき？

(2016. 2. 3 衆議院予算委員会 稲田自民党政調会長と安倍首相の質疑応答)

(2) 緊急事態条項について

・国家緊急権をめぐって

「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」

・憲法に緊急事態条項は必要か？

①大規模な自然災害の時？

②衆議院の総選挙ができない時？

③緊急事態条項の憲法的統制 それは可能か？ どうすれば可能か？

④9 条改憲と緊急事態条項との関連

(自民党 2012 年日本国憲法改正草案)

4. あらためて考える 憲法と国家権力と私たち(国民)の関係

参考文献

- ・小沢隆一『はじめて学ぶ日本国憲法』(大月書店・2005 年) 第 1 章・第 13 章
- ・森英樹ほか編著『3・11 と憲法』(日本評論社・2012 年) 小沢担当部分 (69 頁～)
- ・小沢『憲法を学び活かし守る』(学習の友社・2013 年)
- ・永井幸寿『憲法に緊急事態条項は必要か』(岩波ブックレット・2016 年)